

住民税の申告と所得税の確定申告が始まります

平成26年度個人住民税（町・県民税）・平成25年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期になりました。これらの申告は、個人住民税の課税資料並びに国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算出の資料となりますので、期限内の申告をお願いします。

【申告相談日程】平成26年 2月14日（金）～3月17日（月）

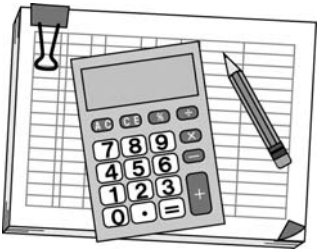
※土日を除きます。ただし2月23日（日）と3月9日（日）に限り申告相談を受け付けています。
※お住まいの集落割当日にお出かけください。ご都合の悪い場合は予備日をご利用ください。

【会 場】

- 天萬庁舎 2階会議室（2月14日～2月24日）
- 法勝寺庁舎 2階大会議室（2月25日～3月17日）

【受付時間】

- 午前 … 午前8時30分～10時30分 ※相談は午前9時から
- 午後 … 午後1時～3時 ※相談は午後1時30分から



（相談日程）

月	日	曜日	対 象 集 落 等	会場
2月	14	金	青色申告者〔決算書ができている人〕	天萬庁舎 2階会議室
	17	月	青色申告者〔決算書ができている人〕	
	18	火	青色申告者〔決算書ができている人〕	
	19	水	円山・福里・寺内・田住	
	20	木	天萬1～8番組・諸木・西原	
	21	金	三崎・宮前一・宮前二・高姫・井上・御内谷	
	23	日	予備日（全地域対象）	
	24	月	金田・浅井・市山・縄平・朝金・上野・池野・鶴田・荻名	
	25	火	下阿賀・上阿賀	
	26	水	坂根・谷川・清水川・フォレストタウン	法勝寺庁舎 2階大会議室
	27	木	柏尾・法勝寺1～8区	
	28	金	四季・下鴨部・上鴨部・福頼・掛相・馬佐良	
3月	3	月	原・猪小路	
	4	火	長田・北方・小原・大国田園ハイツ・ルーラルタウン	
	5	水	倭・倭2区・いずみ・三本木中・三本木下	
	6	木	東西町1区・2区・境	
	7	金	東西町3区・4区	
	9	日	予備日（全地域対象）	
	10	月	今長・江原・八金・金ヶ崎・二桝・常清・金山	
	11	火	馬場・馬場住宅・徳長・武信・道河内・伐株	
	12	水	能竹・賀祥・入蔵・驛牛・早田・赤谷・大河内・笹畑・大木屋	
	13	木	城山・戸構・戸構団地・菅田団地・落合下・落合上・落合団地	
	14	金	与一谷・鍋倉・西・口絹屋・奥絹屋	
	17	月	予備日（全地域対象）	

◆申告の相談が必要な方

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ②事業所得（自営業・農業）、不動産所得、配当所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得（内職、シルバー人材センター配分金、外交員報酬、生命保険契約に基づく個人年金等）のある方
- ③給与を受けている方で、事業所得（自営業・農業）がある場合
- ④給与を受けている方で年末調整を受けていなかった場合や、医療費控除を受ける場合
- ⑤国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方で、障がい者年金・遺族年金・失業手当等（非課税収入）のみの方など
- ⑥年末調整で配偶者控除や扶養控除の対象としていた扶養親族の所得が38万円を超えてしまった場合
- ⑦所得がない場合でも所得証明書の発行が必要な場合

◆申告の相談が不要な方

- ①給与所得のみで、年末調整を受けられた方
 - ②所得税の確定申告書を税務署へ郵送または直接提出される方、国税電子申告（e-Tax）を利用される方
 - ③公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。
- （注）ただし、上記「申告の相談が不要な方」の①および③に該当する場合でも医療費控除等による所得税の還付を受けるとき、個人住民税の各種控除の適用を受けるとき、公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき、所得がない方で国民健康保険税等の軽減適用を受けるときは、申告が必要です。